

介護保険料の納め方

原則 特別徴収（年金からの差し引きによる納付）

年金が年額18万円（月額1万5千円）以上の人には、原則として年6回の受給年金から差し引かれます（※年度途中で特別徴収が開始となる人は除く）。

なお、4・6・8月の保険料は、原則その年の2月に年金から差し引かれた額と同額が差し引かれます。

※特別徴収から普通徴収への変更など、お支払い方法を選択することはできません。

◎本来、特別徴収の対象となる人でも、次の場合は一時的に普通徴収になります。

- ・65歳になった最初の年度
 - ・年金が一時差し止めになったとき
 - ・市外へ転出した、また市外から転入したとき
- このような場合は、特別徴収は翌年度から再開となります。

普通徴収（納付書または口座振替による納付）

- 今年度中に65歳になった人
- 今年度中に室蘭市に転入した人
- 年金を受給していない人
- 年金が年額18万円（月額1万5千円）未満の人
- 老齢福祉年金を受給している人

上記に該当する人は、納付書または口座振替によって納めていただくことになります。

納期は6月末～翌年3月末までの10期で納めていただきます。（年度途中で65歳になった人・転入した人は、その翌月から納期が始まります）

【納付書でのお支払い場所】

- 金融機関、郵便局※
 - コンビニエンスストア
 - スマホ収納決済サービス（PayPayアプリ）
- ※一部お支払いできない場所もありますので、納付書の裏面を御確認ください。

▶ おすすめ 保険料の納付には
口座振替が便利です。

- 手続き場所：ご希望の市内金融機関（備え付けの申込用紙があります）
- 持ち物：「介護保険料納入通知書または納付書」、「預（貯）金通帳」、「印鑑（通帳の届出印）」
市外でお手続き希望の方は介護保険係までご連絡ください。

特別徴収と普通徴収の両方で納める場合もあります

年度の途中で所得の増額修正申告などにより保険料が増額となった特別徴収の人は、保険料の増額分を納付書で納めていただく場合があります。

介護保険料を納めないと…

介護保険制度は、皆様の納める保険料により成り立っています。この保険料を納めないと、滞納した期間に応じて以下の措置がとられ、必要なときに十分なサービスを利用できない場合があります。納め忘れることのないようにしましょう。

なお、都合により納期までに納付ができない人は、納付の相談を受け付けることも出来ますので、介護保険係までご連絡ください。

未納期間	給付制限内容
1年以上 滞納すると	◎支払い方法が変更 介護保険サービス費用の全額（10割）を利用者がいったん自己負担し、申請により後で保険給付分（7割、8割又は9割）が払い戻されます。（償還払いといいます）
1年6か月以上 滞納すると	◎保険給付の一部差し止め 1年以上滞納したときの措置に加え、償還払い申請後も保険給付の一部、または全部が差し止めとなり、保険給付分（7割、8割又は9割）が滞納保険料に充てられます。
2年以上 滞納すると	◎利用者負担の引き上げ 1年6か月以上滞納したときの措置に加え、利用者負担が1割又は2割の方は3割に引き上げられ、利用者負担が3割の方は4割に引き上げられます。また、高額介護（予防）・総合事業サービス費（10ページ参照）の支給が受けられなくなります。